

総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第3号

総社市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

総社市職員の退職手当に関する条例（平成17年総社市条例第45号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 及び 3 略 4 当分の間、第3条から第5条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の83.7</u> を乗じて得た額とする。 5～7 略	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 及び 3 略 4 当分の間、第3条から第5条までの規定に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ <u>100分の87</u> を乗じて得た額とする。 5～7 略

附 則  
この条例は、平成30年4月1日から施行する。